令和4年7月25日 令和4年度第一回住宅施策のあり方検討委員会資料

函館市住宅マスタープラン (函館市住生活基本計画) 構成イメージ(案)

令和5 (2023) 年●月

函 館 市

令和4年度第1回函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会資料

ı+	1 " W	1—
19	じめ	ار

1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

目 次

第1	章 計画の目的と位置づけ	1
1	計画の目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	上位関連計画	4
第2	章 住宅事情等と課題	16
1	住生活を取り巻く現況と課題	
第3	章 基本目標	34
1	住宅施策の基本目標	35
第4	章 住宅施策の展開	36
1	施策体系	37
2	施策の方向性	38
3	重点施策	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5	章 計画の実現に向けて	44
1	役割と連携	45
2		エラー! ブックマークが定義されていません。
3	計画の進行管理	46
資料	編	47
1	策定体制	エラー! ブックマークが定義されていません。
2	策定経過	エラー! ブックマークが定義されていません。
3	用語解説	エラー! ブックマークが定義されていません。
4	取組の概要	48
5	統計資料集	エラー! ブックマークが定義されていません。
6	市民意識調査	エラー! ブックマークが定義されていません。
7	事業者ヒアリング	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 計画の目的と位置づけ

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 上位関連計画

1 計画の目的

函館市では、平成8(1996)年に、それまでの公共住宅の供給を主体とした住宅行政から、民間の住宅市場を含めて、都市計画、福祉や産業などの広範な行政分野と市民・企業が連携した住宅施策を展開するため、函館市住宅マスタープランを策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

その後、住まいを取り巻く社会状況の変化により、平成23(2011)年に新たな都市計画マスタープランが策定され、本市の新たなまちづくりの方向性が示されました。このような状況の変化に対応するとともに、本市の特性を生かしながら、市民・企業・団体・行政の協働のもと、安全・安心、かつ、地域にふさわしい居住環境の形成を図るため、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度を計画期間とする函館市住宅マスタープラン(以下、「現計画」という。)を策定しました。

一方,国では、住生活基本計画(全国計画)を平成18 (2006)年に閣議決定した後、幾度かの改定を経て、直近では令和3 (2021)年度から令和12 (2030)年度までを計画期間とする新たな住生活基本計画を策定しています。この計画では、住宅政策の方向性として、3つの視点とそれに紐づく8つの目標が示されました。

また、北海道では、『すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる 住生活』を理想像とする北海道住生活基本計画を令和4(2022)年3月に改定しています。

函館市の住生活・住環境をとりまく情勢は、人口減少の更なる進行や、地球温暖化、多発する自然災害、空家の増加、住まいに対するニーズの多様化など、変化を続けています。

これらの変化に対応し、市民が安全で安心して暮らせる住生活の実現と住環境の魅力向上を目指すため、令和5(2023)年度を始期とする新たな函館市住宅マスタープラン(函館市住生活基本計画)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は,「函館市基本構想」(以下,「基本構想」という。)を上位計画とする,本市の住宅施策に関する基本計画です。

また、国の「住生活基本計画(全国計画)」や「北海道住生活基本計画」との整合を図りつつ、本市における都市計画マスタープランや空家等対策計画をはじめとした関連計画と連携・整合を図っていきます。

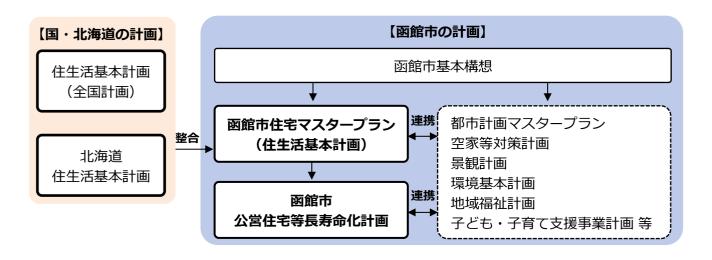


図1-1 計画の位置づけ

3 計画の期間

この計画の計画期間は、令和5 (2023) 年度から令和14 (2032) 年度までの10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の対象

この計画は、右図に示す函館市全域を 対象とします。



5 上位関連計画

国や北海道、函館市の住生活に関わる上位計画のほか、関連する法制度の近年の動向を整理しました。

5-1 国の動向

(1) 住生活基本計画

計画期間	令和3 (2021) 年度~令和12 (2030) 年度	
住生活をめぐ	・子育て世帯数の減少,高齢者世帯数の増加,生活保護世帯・住宅扶助世帯数	
る現状と課題	も増加傾向	
	・「2050年カーボンニュートラル,脱炭素社会の実現」を宣言	
	・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅が多数ある	
	・居住目的のない空き家の増加と周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家の増	
	加	
	・新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心の高まり	
	・地方、郊外での居住、二地域居住が本格化	
	・5GやDX*の進展による遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等の急速な進	
	展	
	・自然災害の頻発・激甚化,防災・減災に向けた総合的な取組が進む	
3つの視点と	1 「社会環境の変化」の視点	
8つの目標	目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	
	目標 2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形	
	成と被災者の住まいの確保	
	2 「居住者・コミュニティ」の視点	
	目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	
	目標4 多様な世代が支え合い,高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュ	
	ニティの形成とまちづくり	
	目標 5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	
	3 「住宅ストック・産業」の視点	
	目標 6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストック	
	の形成	
	目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	
	目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	
())		

※DX (デジタルトランスフォーメーション): デジタルの技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

(2) 主な関連法制

ア) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)の改正(平成25(2013)年11月施行)

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物等に対する耐震診断の義務付け、耐震診断・改修の努力義務対象建築物の範囲を拡大するといった改正が行われた。

イ) 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定

(平成27(2015)年2月一部施行,同年5月完全施行)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、国による基本指針や市町村による計画の策定等、空家等についての情報収集、空家等およびその跡地の活用、特定空家等に対する措置、地方自治体への財政上の措置および税制上の措置等を定めている。

ウ) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法) の改正(平成29(2017)年10月施行)

民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者(高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者)の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る改正が行われた。

エ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正(令和元(2019)年5月施行)

地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成に向けて、住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、マンション等に対する省エネ基準に適合しない計画への監督体制の強化のほか、戸建て住宅等における設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けといった改正が行われた。

オ)マンションの建替等の円滑化に関する法律の改正(令和3(2021)年12月施行)

今後,老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みから,維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化を図るため、除却の必要性に係る認定対象の拡充,団地における敷地分割制度の創設に関する改正が行われた。

カ)マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正(令和4(2022)年4月施行)

今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みから、維持 管理の適正化に向けた取組の強化を図るため、マンション管理適正化推進計画制度、管理計画認 定制度、管理適正化のための指導・助言等に関する改正が行われた。

5-2 北海道の動向

(1) 北海道住生活基本計画

計画期間	令和 3 (2021) 年度~令和12 (2030) 年度	
住生活を	1 新たな社会経済情勢等の変化	
取り巻く現状	(1)災害の頻発・激甚化 (2)気候変動問題を踏まえた脱炭素化	
と課題	(3)新型コロナウイルス感染症による影響	
	2 「居住者」からの視点	
	(1)世帯・人口の減少,少子高齢化	
	(2)共働き世帯の増加、高齢単身世帯の増加	
	(3)外国人世帯の増加、地方暮らしの関心の高まり	
	3 「まちづくり」からの視点	
	(1)人口の低密度化・地域偏在 (2)過疎集落の増加・地域の高齢化	
	4 「住宅ストック・事業者」からの視点	
	(1)住宅ストックの充足・余剰・老朽化	
	(2)狭小な民営借家,共同住宅ストックの割合増	
	(3)厳寒・豪雪気候等の地域特性 (4)空き家,空き家予備軍の増加	
	(5)技術者・建設業従事者の減少,不動産事業所の偏在	
3つの視点と	1 「居住者」からの視点	
9つの目標	目標1 安定した暮らしにつながる住まいの確保	
	目標 2 子育てしやすく, 住み続けられる暮らしの実現	
	目標3 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現	
	2 「防災・まちづくり」からの視点	
	目標4 安全安心で災害に強い住生活の実現	
	目標 5 持続可能でにぎわいのある住環境の形成	
	目標 6 つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	
	3 「住宅ストック・事業者」からの視点	
	目標7 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅	
	ストックの形成・循環	
	目標8 地域の活性化につながる空き家の解消	
	目標9 活力ある住生活関連産業の振興	

5-3 函館市の動向

(1) 函館市基本構想

計画期間	平成29(2017)年度~令和8(2026)年度
将来像	北のクロスロードHAKODATE~ともに始める 未来を拓く~
基本目標	1 まちの賑わいを再生し未来へ引き継ぎます
٤	(1)観光・コンベンションの振興 (2)農林水産業の振興
施策	(3)商工業の振興 (4)新産業の創出と企業立地の促進
	(5)学術研究機能の充実
	2 子ども・若者を育み希望を将来へつなぎます
	(6)子ども・子育て支援の充実 (7)学校教育・高等教育の充実
	(8)若者への支援の充実
	3 いつまでも生き生きと暮らせるまちをめざします
	(9)暮らしを支える福祉の充実 (10)生きがいづくり・健康づくりの推進
	(11)安全に暮らせる市民生活の確保 (12)安定した雇用の維持・創出
	4 日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します
	(13)魅力ある景観・町並み・市街地の形成 (14)文化芸術の振興と歴史の継承
	(15)国際化と地域間交流の推進 (16)陸・海・空の交通網の充実
	5 持続可能な都市の基盤を構築します
	(17)社会基盤施設の機能維持 (18)公共交通の再編
	(19)防災対策の充実 (20)環境保全の推進

(2) 第2期函館市活性化総合戦略

計画期間	令和2 (2020) 年度~令和6 (2024) 年度
基本目標	1 市民一人ひとりの幸せを大切する
٤	(1)地域で見守り支える福祉拠点づくり (2)健康で元気に生活できる環境づくり
具体の	(3)出産・子育てへの支援強化 (4)ひとり親家庭等への支援強化
施策	(5)地域の将来を担う人づくり
	(6)いじめや虐待の未然防止・早期発見・早期対応
	(7)教育環境の充実
	2函館の経済を支え強化する
	(1)観光客等の増加をめざす取組
	(2) I Tやロボットなど先端技術を活用した生産性の向上
	(3)食を支える安心・安全な農水産物の生産・供給支援のほか,食の魅力を高
	め、多くのひとを呼び込み販路拡大につなげる支援
	(4)誰もが生き生き働くことができる環境整備

基本目標	3 快適で魅力あるまちづくりを進める
٤	(1)デザイン性の高い町並みの整備やにぎわい空間の創出
具体の	(2)交通アクセスの向上 (3)災害に強く安心・安全なまちへの体制強化
施策	(4)公共交通の充実 (5)文化・スポーツの振興
	(6)環境にやさしいまちの推進 (7)移住・定住を検討している方への魅力発信
	(8)行政事務の効率化と市民の利便性向上

(3) 函館市人口ビジョン

計画期間	平成27(2015)年度~令和42(2060)年度
人口の将	人口が減少しても, 魅力ある, 活気と賑わいにあふれるまちとするため, 地
来展望	域経済の活性化を図るとともに,都市機能を維持し,市民の安全・安心を守る
	まちづくりを、市民・企業・行政などが一体となって取り組む。
	【取組による2060年の人口の将来展望】
	・低位推計11万9千人,中位推計13万4千人,高位推計14万9千人
取組の	1 交流人口の拡大
基本的	2 若者をはじめとする雇用の場の確保
視点	3 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備
	4 高齢者をはじめとする市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり

(4) 函館市都市計画マスタープラン

計画期間	平成23 (2011) 年度~令和12 (2030) 年度
まちづく	1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
りの目標	2 快適・安全なまちづくり
	3 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり
	4 美しくうるおいあふれるまちづくり
	5 経済活動を支えるまちづくり
まちづく	1 土地利用の方針
りの方針	総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに,自然環境を保全しなが
	ら、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興発展を図り、次世代
	に継承できるまちづくりを進める。
	2 都市施設整備の方針
	(道路)
	高齢化の進行など社会状況の変化に対応した、歩いて暮らせるまちづく
	りを進めるため、地域特性に応じた交通環境の整備を図る。

ま ち づ く りの方針

(公共交通)

地球環境への負荷の低減に繋がる,持続可能でコンパクトなまちを目指し,誰もが容易に移動できるよう,公共交通の維持・充実に努める。

(公園緑地)

函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに,都市にうるおいを与える緑化の推進等に努める。

3 都市環境の方針

(都市防災)

木造老朽密集家屋の解消や空家対策、建築物の耐震化などにより市街地の安全性の向上に努めるとともに、河川改修、急傾斜地対策など自然災害対策の充実に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。

(景観形成)

市民共有の財産として、景観保全・整備を進めるとともに、都市がうる おいや彩りをもった空間となるよう景観誘導を図り、魅力ある景観形成に 努める。

(5) 函館市立地適正化計画

計画期間	平成30 (2018) 年度~令和12 (2030) 年度
目指す	将来にわたって豊かで快適な「歩いて暮らせるコンパクトなまち」
将来像	
方針	1 効率的で持続可能なまちづくりの推進
	2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進
	3 将来にわたって持続可能な公共交通網の構築
居住誘導	1 函館山山麓地域における住宅市街地の再生
に	・街区内道路の整備や敷地の集約化の促進
関連する	・学校跡地等を活用した良質な住宅の供給促進
施策	・地域自らが行う持続可能なまちづくりへの支援の検討
	2 公的不動産の有効活用による宅地・住宅の供給促進
	・「公共施設等総合管理計画」等に基づく施設の統廃合等の推進
	・学校跡地に耐用年限を迎えた既存の複数の市営住宅を統合整備
	3 空家の利活用の促進
	・「空家等対策計画」に基づく空家を含む既存住宅の改修に係る補助制度拡
	充の検討
	・住宅セーフティネット制度を活用した空家等の有効活用についての検討
	・北海道の「空き家情報バンク」や一般社団法人移住・住みかえ支援機構の
	「マイホーム借上げ制度」等の周知および活用促進

居住誘導 4 街なかへの居住促進 に ・「ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業 | の活用および制度拡充の検討 ・「空家等対策計画」に基づく空家の建替えや跡地の活用に係る新たな支援 関連する 施策 策の検討 5 美しい町並みの形成によるまちの魅力向上 ・メインストリート等での道路美装化や植栽整備の推進 ・景観に配慮した建築物や屋外広告物等の誘導 6 土地・不動産の流通円滑化の支援 ・市・不動産業界・建設業界等の連携による不動産流通円滑化に係る相談・ 支援制度の検討 ・小規模・連鎖的な土地利用の促進を図る不動産流通事業等の検討 都市機能 1 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援 誘導に関2公共施設の統合等による誘導施設の整備の推進 する施策 3 都市機能集積の基盤となる市街地整備の推進 4 公的不動産の有効活用による誘導施設の整備の促進 5 中心市街地活性化事業の推進 6 土地・不動産の流通円滑化の支援

(6) 函館市地域公共交通網形成計画

計画期間	平成27 (2015) 年度~令和5 (2023) 年度
基本理念	まちづくり、観光振興と一体となった将来にわたって持続可能な公共交通網の
	構築
基本的な	I まちづくりや観光振興との一体性の確保
方針	Ⅱ 地域特性に応じた効率的で利便性の高い公共交通網の形成
	Ⅲ 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成
	IV 市民の協力を含む関係者の連携

(7) 函館市地域防災計画

策定	昭和38(1963)年12月策定,令和元(2019)年12月改訂	
防災	1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」	
ビジョン	2 「都市防災化事業の推進」	
	3 「広域応援体制の確立」	

(8) 函館市公共施設等総合管理計画

計画期間	平成28 (2016) 年度~令和 7 (2025)年度
基本方針	① 必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図る。
	② 計画的に施設の点検や修繕を実施し,長寿命化を図る。
	③ 施設の耐震化や安全性の確保を図る。

(9) 函館市公営住宅等長寿命化計画

計画期間	平成25 (2013) 年度~令和 4 (2022)年度	
市営・道営 住宅の 目標管理 戸数	令和4年までの市営・道営住宅の供給目標戸数は,6,940戸として設定 (内訳) 市営住宅:現在管理戸数6,045戸から5,150戸 道営住宅:1,790戸	
基本方針	1 ストックの状態の把握および日常的な維持管理の方針	
	日常的な保守点検や建築基準法第12条第2項および第4項の規定による定	
	期点検の実施を行うとともに、公営住宅等の修繕履歴を住棟単位で整備し、	
	修繕や改善の実施を効率的に行う。	
	2 ライフサイクルコストの縮減に関する方針	
	対症療法型の維持管理から予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を	
	図る改善を実施し、修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮	
	減を図る。	

(10) 函館市耐震改修促進計画

計画期間	令和 3 (2021) 年度~令和 7 (2025)年度	
耐震化率	令和7年度の耐震化率	
の	・住宅:耐震化率95%	
目標	・多数利用建築物:耐震性の不十分な建築物をおおむね解消	
	・要緊急安全確認大規模建築物:耐震化率100%	
基本方針	北海道や建築関連事業者などと連携しながら、耐震診断や耐震改修を行いや	
	すい環境の整備に努める	
建築物の	1 耐震対策の推進	
耐震化を	(1)住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度等の実施	
促進する	(2)民間の大規模建築物の耐震改修に係る補助制度の実施	
ための取	(3)市有建築物の耐震診断・耐震改修の実施	
組	(4)避難路沿道建築物の耐震化の促進	
	(5)耐震改修促進法・建築基準法による指導・助言等	
	2 普及・啓発等の強化	
	(1)地震防災に関するパンフレット等の活用	
	(2)防災ハザードマップの活用	
	(3)セミナーや出前講座等の開催	
	(4)耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置	
	(5)耐震の認定制度の普及による耐震化の機運の向上	
	(6)ブロック塀や窓ガラス等の安全対策等の普及・啓発	

(11) 第2期函館市空家等対策計画

計画期間	令和 3 (2021)年度~令和 7 (2025)年度	
達成目標	1 重点対象地区における180棟の特定空家等の解消を図る	
	2 重点対象地区における110棟の空家等の活用(除却した跡地を含む)を促進	
	3 重点対象地区以外の4地区における140棟の特定空家等の解消を図る	
基本方針	1 特定空家等の発生抑制	
٤	(1)空家等の実態把握 (2)所有者等の当事者意識の醸成	
具体の取	(3)相談体制の整備・強化	
組	2 空家等の有効活用	
	(1)改修による空家等の再生支援 (2)需要と供給のマッチングの促進	
	3 管理不全な空家等の防止・解消	
	(1)適切な管理に関する所有者等への情報提供	
	(2)特定空家等の除却(解体)の支援 (3)法令等の適切な運用	
	(4)除却(解体)した空家等の跡地の活用促進	
	4 適切な空家等対策の実施	
	(1)実施体制および庁内連携の強化 (2)空家等対策連絡調整会議	
	(3)函館市空家等対策協議会	

(12) 函館市景観計画

策定	平成20 (2008) 年10月策定, 令和3 (2021) 年3月変更	
方針	1 市全域	
	(1)函館らしさの保全・強調 (2)函館の都市景観上の特徴の保全・活用	
	(3)豊かな都市環境の実現	
	2 西部地区都市景観形成地域における方針	
	(1)歴史的環境の保全 (2)居住環境の質的向上 (3)魅力ある環境の創出	

(13) 函館市西部地区再整備事業基本方針

計画期間	令和元(2019)年度~令和12(2030)年度を目途	
将来像	西部地区ならではの「まちぐらし」の実現	
	地区の歴史と文化を受け継ぎ、自分の日常をまちで活かしながら、人とのつ	
	ながりを育み、新しい暮らしを紡ぐ	
重点	1 共創のまちぐらし推進プロジェクト	
プロジェ	(1)まちぐらし事業の検討・実施・検証 (2)まちを学ぶ場の提供	
クト	2 既存ストック活性化プロジェクト	
	(1)不動産データベースの構築 (2)民有の低未利用不動産等の流動化促進	
	(3)公有の低未利用不動産等の利活用 (4)実施フロー	
	3 町会活性化プロジェクト	
	(1)新たな人材との協働による町会活性化の推進	

(14) 函館市環境基本計画 [第3次計画]

計画期間	令和2 (2020) 年度~令和12 (2030) 年度	
めざす	豊かな自然と歴史ある町並み みんなで守り未来へつなぐ	
環境像	環境にやさしいまち はこだて	
基本目標	1 地球環境の保全	
٤	(1)地球温暖化対策	
基本施策	2 循環型社会の形成	
	(1) 3 Rの推進 (2)廃棄物の適正処理	
	(3)プラスチックごみ対策	
	3 自然との共生社会の実現	
	(1)生物多様性の保全 (2)水や緑の活用・ふれあいの推進	
	(3)良好な景観形成の推進	
	4 生活環境の保全	
	(1)大気・水環境の保全 (2)音環境の保全	
	(3)化学物質などへの対策	
	5 総合的な取組の推進	
	(1)地域づくり・人づくり (2)環境情報の充実と共有	

(15) 第4次函館市地域福祉計画

計画期間	平成31 (2019) 年度~令和10 (2028) 年度	
基本理念	「みんなで創る地域共生社会」~誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり	
	~	
基本目標	1 人と人がつながる地域づくり	
٤	(1)地域住民等が集う拠点づくり	(2)地域福祉活動の活性化
基本施策	(3)地域住民等と支援関係機関の連携	
	2 安心して暮らせる地域づくり	
	(1)制度の狭間の課題への対応	(2)権利擁護に対する支援
	(3)適切な福祉サービスの提供	(4)生活困窮世帯への支援
	(5)自殺防止のための対策	
	3 誰もが参加できる地域づくり	
	(1)地域福祉に対する意識の醸成	(2)新たな人材の養成
	(3)積極的な情報発信	

(16) 第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期函館市介護保険事業計画

計画期間	令和3 (2021) 年度~令和5 (2023) 年度
基本理念	いきいき長寿都市宣言
	いつまでも健康で生きがいを持ち,安心して生活できる社会をめざして
基本方針	1 地域の支え合いの推進
٤	(1)共に支え合う地域づくりの推進 (2)在宅医療・介護連携の推進
基本施策	(3)認知症高齢者等への支援の充実
	2 自立した生活を送ることができる環境の整備
	(4)介護予防・健康づくりによる自立の推進 (5)主体的な社会参加の促進
	(6)暮らしやすいまちづくりの推進
	3 安定した介護保険制度の構築
	(7)介護保険制度の適正な運営

(17) 第2次函館市障がい者基本計画

計画期間	平成28(2016)年度~令和7(2025)年月	度
基本理念	障がいのある人が生きがいを持ち,自立 し	し,安心して暮らせる共生社会の実現
基本的な	1 地域生活の支援体制の充実	
方向と施	(1)-ア 相談支援機能の充実	(1)-イ 日常生活支援体制の整備
策の推進	(1)-ウ 重度化・高齢化への対応	(1)-エ 地域生活への移行の促進
方向	(1)-オ 住居の確保	(1)-カ 各種障がいへの対応
	(1)-キ 生活安定施策の推進	(1)-ク サービスの質の向上
	(2)-ア 障がいの要因となる疾病等の-	予防対策と治療
	(2)-イ 障がいのある人の保健・医療の	の充実
	2 自立と社会参加の促進	
	(1)-ア 障がい児療育の充実	(1)-イ 学校教育の充実
	(2)-ア 雇用の促進	(2)-イ 就労機会の拡大
	(2)-ウ 職業訓練の充実	(2)-エ 福祉的就労の充実
	(3)-ア 社会参加の促進	(3)-イスポーツ・文化活動の推進
	(3)-ウ 行事等への参加の促進	
	3 バリアフリー社会の実現	
	(1)-ア 権利擁護の推進と虐待防止	(1)-イ 成年後見制度等の充実
	(1)-ウ 理解の促進	(1)-エ 心のバリアフリーの促進
	(1)-オ 地域福祉活動の推進	
	(2)-ア 福祉のまちづくりの推進	(2)-イ 住まいの整備
	(2)-ウ 移動・交通対策の推進	(2)-エ 防災・防犯対策の推進
	(3)-ア 情報バリアフリーの推進	(3)-イ コミュニケーションの推進

(18) 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2 (2020) 年度~令和6 (2024) 年度	
基本理念	すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて	
施策の方	1 地域における子育て支援	
向と推進	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実	
施策	(3)子育て支援のネットワークづくり (4)子どもの健全育成	
	2 母子の健康確保と増進	
	(1)妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	
	(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	
	(3)「食育」の推進 (4)周産期・小児医療等の充実	
	3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
	(1)次代の親の育成	
	(2)子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
	(3)家庭や地域の教育力の向上 (4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
	4 子育てを支援する生活環境の整備	
	(1)良質な住宅の確保 (2)安全な道路交通環境の整備	
	(3)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
	(4)安心して外出できる環境の整備 (5)安全・安心なまちづくりの推進	
	5 仕事と生活の調和の実現	
	(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	
	(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備	
	6 児童虐待防止対策	
	(1)児童虐待防止対策の充実	
	7 障がいのある子どもの支援	
	(1)障がいのある子どもに対する施策の充実	
	8 ひとり親家庭の自立支援	
	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	
	9 子どもの貧困対策 (1)生活其般の完実に向けた末地の玄宝	
	(1)生活基盤の安定に向けた支援の充実	
	(2)子どもの育ちと学びの支援の充実	
	(3)相談支援の充実	

第2章 住宅事情等と課題

1 住生活を取り巻く 現況と課題

※第2章に掲載したグラフの総数と内訳の合計は、四捨五入な どの端数処理を行っているため、必ずしも一致しない場合が あります。

1 住生活を取り巻く現況と課題

課題①:人口減少や、変化する住まい方への対応

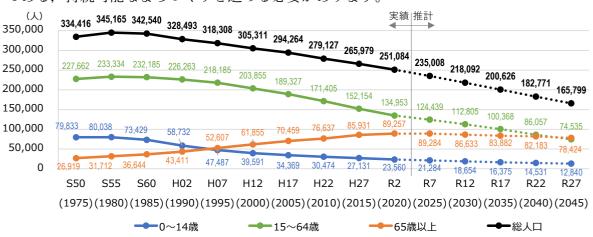
課題①-1:人口が減少しても、持続可能なまちづくりが必要

函館市の人口は、昭和55(1980)年をピークに減少し、令和2(2020)年では251,084人となっており、令和7(2025)年以降も減少が続く見込みです。

年齢3区分別人口は、 $0\sim14$ 歳、 $15\sim64$ 歳は総人口と同様に昭和55(1980)年をピークに減少しています。なお、65歳以上は昭和50(1975)年より以前から増加を続けていましたが、令和7(2025)年をピークに減少に転じると予測されています。

市街化区域内の人口密度は、平成22 (2010) 年時点で52人/haとなっており、令和22 (2040) 年には32人/haまで低下することが予測されています。

このような人口減少は、商業の衰退などに伴う地域経済の縮小および市民生活の利便性、 まちの魅力、行政サービスの品質低下が懸念されるため、人口が減少しても活気や賑わい のある、持続可能なまちづくりを進める必要があります。



※令和2 (2020) 年までの総人口は、年齢不詳を含む数を示します。
出典:国勢調査(昭和50(1975)年~令和2(2020)年)。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

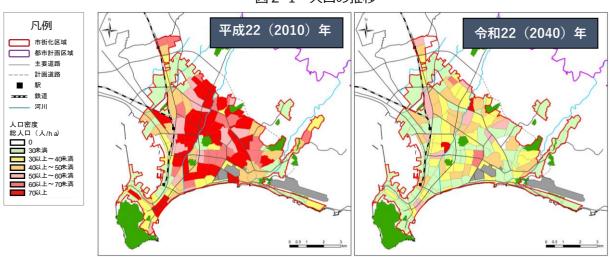


図2-1 人口の推移

出典:函館市立地適正化計画

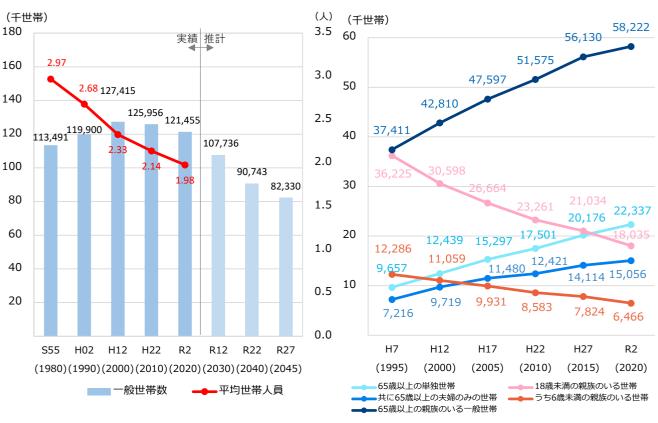
図 2-2 市街化区域内の人口密度

課題①-2:多様化する居住ニーズへの対応が必要

一般世帯数は、平成17(2005)年をピークに減少し、平均世帯人員は、昭和55(1980)年の2.97人から令和2(2020)年には1.98人となっています。また、子どものいる世帯は減少が続く一方で、高齢者のいる世帯は増加しており、世帯の規模や構成に変化がみられます。

市民アンケートでは、「現在の住まいからいずれ転居したい」と回答した人は約3割となっています。その主な理由として、40代までは「家族構成の変化」や「通勤通学の利便性」が多く、60代以上は「日常の買い物の利便性」や「高齢者向けの住宅などで暮らしたい」が多くみられ、ライフステージによる違いが反映された結果となりました。

このような世帯やライフステージの変化に加え,近年は、別荘用の中古住宅の購入,テレワーク等を活用した地方や郊外での居住、複数地域での居住を実践する動きがみられます。さらには外国人の住宅ニーズもみられるなど、多様化する居住ニーズへの対応が必要です。



出典:国勢調査(昭和50(1975)年〜令和2(2020)年), 住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム (国土交通省国土技術政策総合研究所)により推計 (令和7(2025)年以降)

図2-3 一般世帯数と平均世帯人員の推移

出典: 国勢調査 (平成7 (1995) 年~令和2 (2020) 年) 図 2-4 子どものいる世帯と高齢世帯の推移

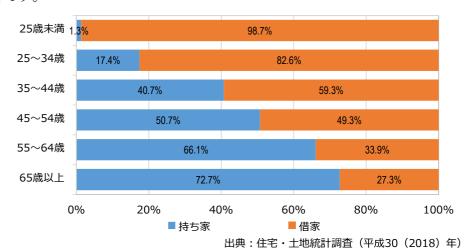
課題①-3:住み慣れた地域に安心して長く住み続けられる取組が必要

世帯主の年齢が65歳以上の世帯のうち、約7割は持ち家となっています。

市民アンケートでは、現在の住まいに住み続けたい人の割合は約7割で、その主な理由として、「地域や家に対する愛着」、「住宅・土地を所有している」が多くなっています。

高齢期の住まいについて、約6割の方が「現在の住宅」、「バリアフリーのマンション」、「サービス付き高齢者向け住宅」などの住宅と回答し、「老人ホームなどの施設に入りたい」は1割に満たない結果となっています。

これらを踏まえ、高齢期になっても住み慣れた地域に安心して長く住み続けられる支援 が必要です。



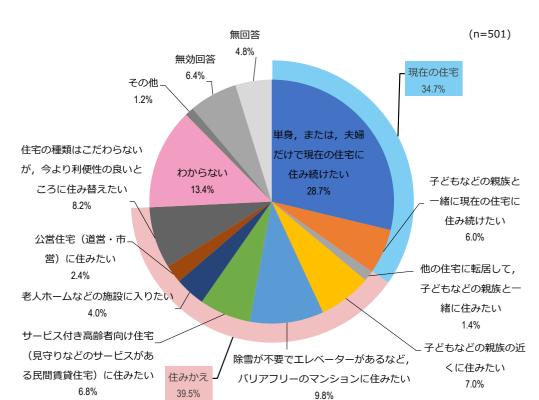


図2-5 世帯主の年齢別・住宅所有関係別世帯割合

出典:函館市の住まいに関するアンケート(令和3(2021)年)

課題②:住宅確保要配慮者への対応

課題②-1:住宅確保要配慮者の居住の安定に向けた取組が必要

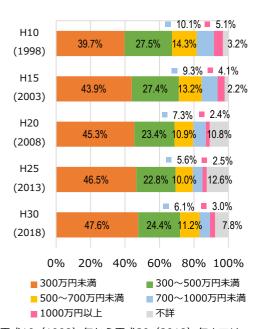
課題②-2:居住支援に係る分野横断的な取組が必要

世帯の年間収入階級別割合は、300万円未満の世帯の割合が増加傾向であり、700~1,000万円未満の世帯の割合が減少傾向となっています。

公営住宅の入居資格を有する世帯数は、令和2(2020)年では22,406世帯(図2-3 一般世帯数の約18%)と推計され、今後、減少する予測となっていますが、一般世帯に占める割合は現状とほぼ変わらずに推移します。

事業者ヒアリングでは、単身高齢者や80歳を超える場合、賃貸住宅への入居が難しい状況にあることがわかりました。

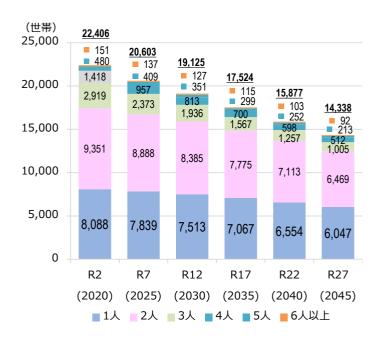
これらのことから、年齢や経済的理由、その他様々な理由により住宅の確保に配慮を有する市民の居住の安定に向けた取組が必要です。また、「適切な住まい」と「必要な生活支援」という居住支援の対象者は、福祉制度の対象者と重っているため、居住支援に係る分野横断的な取組を進める必要があります。



※平成10 (1998) 年から平成30 (2018) 年までは 函館市の推移を示します。

出典:住宅・土地統計調査(平成10(1998)年~ 平成30(2018)年)

図 2-7 世帯の年間収入階級別割合の推移



出典:函館市(住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム (国土交通省 国土技術政策総合研究所)により推計

図2-8 公営住宅の入居資格を有する世帯数の推計

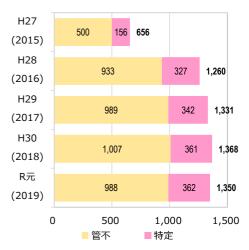
課題③:増加する空家への対応

課題③-1:空家の発生抑制と適切な処理に向けた取組が必要

管理不全な空家、特定空家等は、ともに増加傾向にあります。

市民アンケートでは、空家に関する悩みごととして「建物の老朽化や破損が進行」、「災害時の破損・倒壊の可能性」、「犯罪につながる可能性」が多くみられ、周辺環境への悪影響が懸念されています。また、空家所有者の悩みごととして「処分の資金」が一定数みられます。将来の住まい(持ち家)に対する考えとして「子どもなどの親族に贈与または相続したい」、「わからない、考えていない」が多く、建物の状態別では戸建ての方がマンションより「保有し続けたい」の割合が多くなっています。

放置された空家は管理不全な状態になることが多く、犯罪の発生や景観の悪化に繋がる ことが懸念されるため、空家の発生を抑制するとともに適切な処理を促す取組が必要です。



※「管不」とは、「管理不全な空家」のうち 「特定空家等」を除く空家等のことを表す。

出典:第2期函館市空家等対策計画

建物の老朽化や破損が進行している 239 地震・台風などにより破損・倒壊の 211 28 可能性がある 不審者の侵入などにより犯罪に繋がる 175 可能性がある (火災など) 14 敷地内の樹木が繁茂し,越境している 126 ゴミの不法投棄や害虫・野生動物 149 11 (ネズミなど) の発生により衛生状況が 悪化している 103 4 近隣の景観や風景が悪化している 相続が円滑に進まない 3 14 空家を所有 空家を所有 売却先が見つからない 15 30 していない している 2 その他 250 200 150 100 50 0 0 50 100 150 200 250

出典: 函館市の住まいに関するアンケート(令和3(2021)年) 図 2-10 空家に関する悩みごと

図 2-9 管理不全な空家と 特定空家等の状況

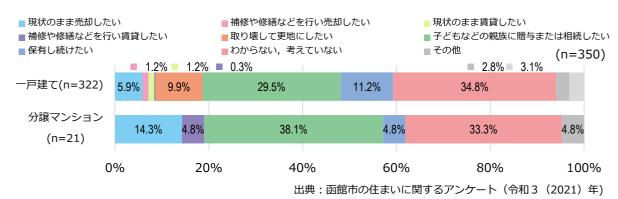


図2-11 持ち家に関する将来的な意向

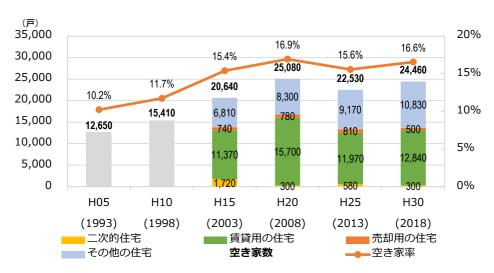
課題③-2:空家・空き住戸における活用の検討が必要

賃貸用の空家は増加傾向にある一方で、世帯数は減少しています。今後、賃貸用空家は 更に増加することが見込まれます。

事業者ヒアリングでは、介護事業所の中にはアパートの一室を利用している場合がある 一方で、住民主体による居場所づくりは費用面と場所がネックになりやすいことがわかり ました。

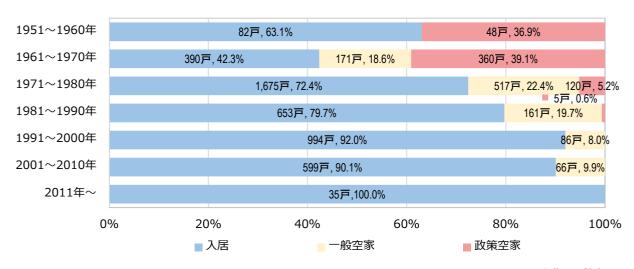
市営住宅等の建築年代別の入居状況をみると、1970年以前に建築された住宅は、空家 (政策空家または一般空家)の割合が1971年以降の住宅と比べて高くなっています。空室 の多い住棟では、共益費が不足するほか、空室が多いことに起因する修繕が多発し、維持 管理に支障をきたしています。

こうした状況を踏まえ、空家・空き住戸における活用の検討を進める必要があります。



出典:住宅・土地統計調査(平成5(1993)年~平成30(2018)年)

図 2-12 空家数と空家率の推移



出典:函館市

図2-13 市営住宅等の入居状況(建築年代別)

課題④:住宅における災害への備え

課題④-1:災害への対応力を強くする取組が必要

居住世帯のある住宅の耐震化率は令和2 (2020) 年において90.6%であり、北海道と同じ耐震化率となっている一方、令和7 (2025) 年における目標は95%となっています。

耐震改修工事は、平成20(2008)年から平成30(2018)年で件数が減少し、ニーズが低下しています。

分譲マンションは令和3 (2021) 年3月時点で130棟5,180戸のうち,津波浸水想定区域内に立地するものは60棟2,519戸,洪水浸水想定区域内に立地するマンションは21棟963戸となっています。

市民アンケートでは、現在の住まいの住環境で「地震や台風に対する安全性」に対する 不満足の割合は3番目に高くなっています。

近年,大規模地震や大雨による河川氾濫など,自然災害が頻発・激甚化しており,大規模災害発生時にマンションが被災した場合,継続居住できない住民が多数発生し,避難所等を逼迫させるおそれもあります。

このような状況から、住宅における災害への対応力を強くする取組が必要です。

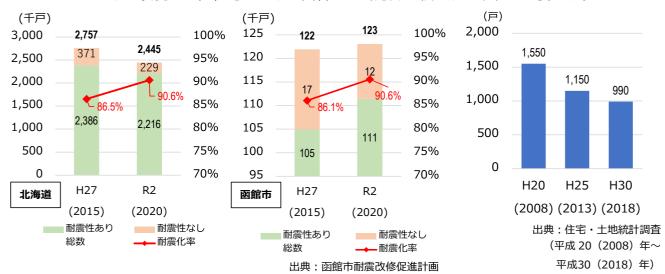


図2-14 居住世帯のある住宅の耐震化率の推計値

図2-15 持ち家の耐震改修 工事の状況

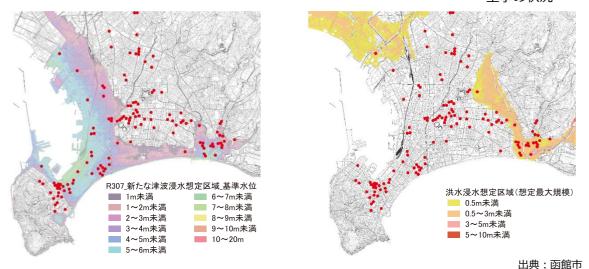


図2-16 津波浸水想定区域(左)・洪水浸水想定区域(右)とマンション位置図

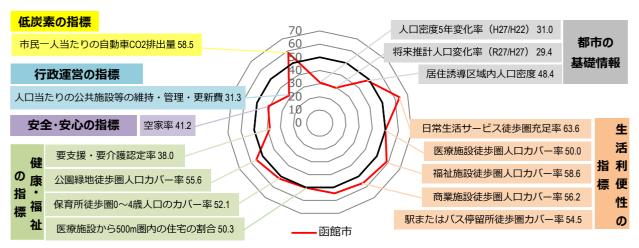
課題⑤:まちづくりに対するニーズへの対応

課題⑤-1:安全で魅力的な、まちの形成が必要

住まいや住環境に関する指標では、日常生活サービス徒歩圏充足率、駅またはバス停留 所徒歩圏カバー率、公園緑地徒歩圏人口カバー率などが人口同程度の類似都市と比較し、 平均以上となっています。

一方,市民アンケートでは、現在の住環境で不満足なものとして「公園など、子供の遊び場の有無と内容」、「周辺道路の歩行時の安全性」、「地震や台風に対する安全性」、「街路灯の設置など、治安や防犯の環境」が比較的多くなっています。また、転居先を選ぶ理由として「日常の買い物ができる店舗が近い」、「交通が便利である」が比較的多くなっています。市が取り組むべき住宅施策では、「適切な除排雪の実施など、冬でも暮らしやすい住環境の推進」が最も多くなっています。

これらを踏まえ、高い生活利便性を維持しながら、安全で魅力的なまちを形成すること が必要です。



出典:都市モニタリングシート(国土交通省)により作成

図2-17 住まいや住環境に関する指標のレーダーチャート

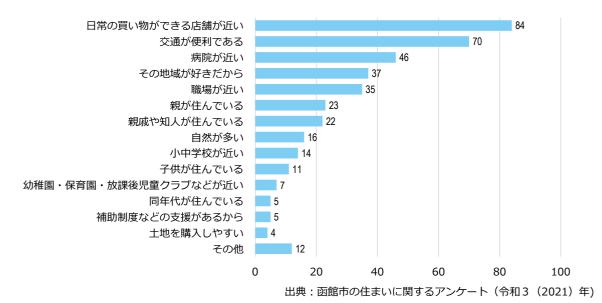


図2-18 転居先を選ぶ視点

課題⑤-2:函館らしい景観・まちなみを維持する効果的な取組が必要

函館市基本構想では、「日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」を基本目標の 一つとして掲げており、市民アンケートでは、「まちなみや景観」に関する満足度が最も 高くなっています。

一方で、景観形成住宅等建築奨励金制度の認知度は低く、利用は低調です。

西部地区の町並みは郷土の歴史であり、函館観光の中心的な存在になっていることから、 人口が減少するなか、地域経済を再生するためにも、交流人口を拡大する取組を進める必要があります。

このような状況から、西部地区の町並みを良好に維持し、函館らしい景観・まちなみを維持するための取組を進める必要があります。

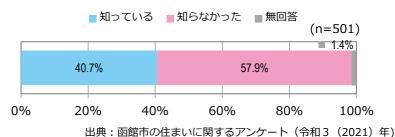


図 2 - 19 景観形成住宅等建築奨励金制度の認知度

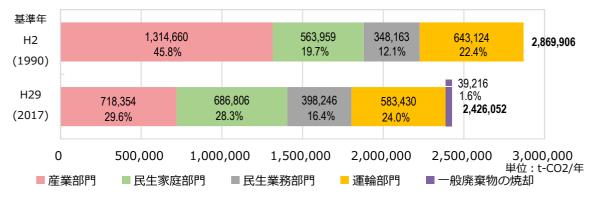
課題⑥:住宅における脱炭素化への対応

課題⑥-1:住宅における脱炭素化に向けた取組の促進が必要

CO2総排出量は、基準年となる平成2 (1990) 年と比較すると約2割減少していますが、 市民1人あたりのCO2排出量は増加しています。

部門別のCO2排出量は、産業部門では実数、割合ともに減少していますが、その他の部門では増加しており、特に民生家庭部門では実数、割合とも増加幅が大きくなっています。市民アンケートでは、自身の住宅に対する不満足の割合が最も多いのは、「設備などの省エネルギー性能」となっている一方、省エネルギー性能に関するリフォームの意欲はあまり高くない状況です。

地球温暖化に伴う気候変動により自然災害の頻発化、激甚化が懸念される中、市は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を令和4(2022)年2月に宣言しており、住宅分野においても、脱炭素化に向けた取組の促進が必要です。



出典:函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

図 2-20 部門別の CO2 排出状況

課題⑦:進行する住宅の老朽化や陳腐化への対応

課題⑦-1:良質な住宅ストックの形成が必要

函館市の住宅総数は、平成5(1993)年から増加傾向が続いています。

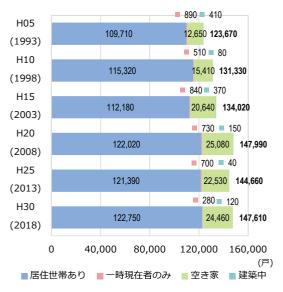
一方で、建て方別・建築時期別住宅数は、持ち家(一戸建)の約5割が、仕上げ材や設備の更新時期の到来に伴い、一般的に建替のタイミングといわれる1981~1990年以前の築30年を経過する住宅となっており、2001~2010年以降の建設戸数が減少しています。

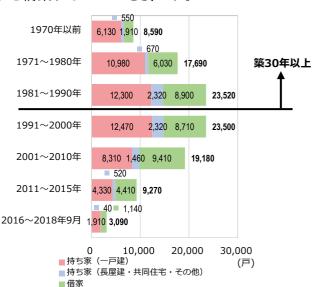
増改築・改修工事を行っていない住宅は、平成20(2008)年以降微増傾向です。

市民アンケートでは、中古住宅に住み替える場合に気になることとして「トイレ・台 所・風呂などの設備や老朽度」、「購入後のリフォームの必要性や費用」等が多くなって います。

事業所ヒアリングでは、所得を理由に新築ではなく中古住宅を探す市民がおり、中古住宅のニーズは増加傾向にあることがわかりました。

このような状況を踏まえ、良質な住宅ストックの形成を進めることで、新築のみならず、 中古住宅も含めて住宅が円滑に循環する仕組みを構築することが必要です。





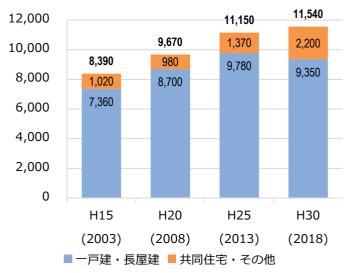
出典:住宅・土地統計調査(平成5(1993)年~平成30(2018)年) 図 2-21 住宅総数の推移

出典:住宅・土地統計調査(平成30(2018)年) 図 2-22 建て方別・建築時期別住宅数



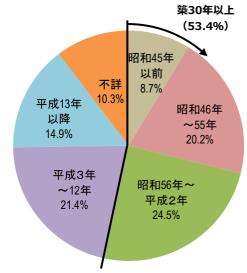
出典: 住宅・土地統計調査(平成20(2008)年~平成30(2018)年)

図 2-23 増改築・改修工事の実施内容



出典:住宅・土地統計調査(平成15(2003)年~平成30(2018)年)

図2-24 持ち家として取得した中古住宅数の推移



出典:住宅・土地統計調査(平成30(2018)年)

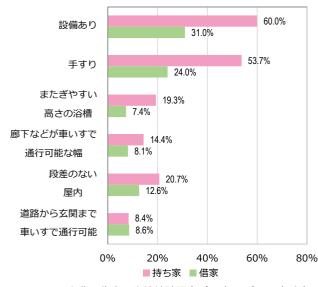
図2-25 持ち家として取得した中古住宅割合 (建築時期別)

課題⑦-2:住宅所有者が自ら住まいの質を高める機運の醸成が必要

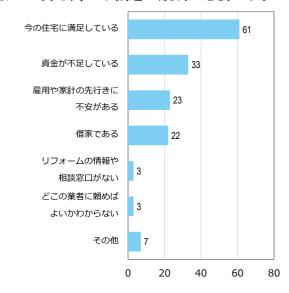
住宅に整備されている高齢者等の設備の設置状況は、手すりの設置が比較的進んでいるものの、その他の設備は低調です。また、借家での設置は持ち家の半数程度であり、全体として持ち家に比べ借家の設置率が低い傾向となっています。

市民アンケートでは、リフォームの意向について「リフォームしたくない」の理由に「今の住宅に満足している」に続き「資金が不足している」が多く、経済的理由から改修が進まない傾向の一端が見られます。

このような状況を踏まえ、住み慣れた住宅に長く住み続けられるための改修等について 意識啓発を行うなど、住宅所有者が自発的に住まいの質を高める機運の醸成が必要です。



出典:住宅・土地統計調査(平成30(2018)年) 図 2 - 26 所有関係別の住宅総数に対する 高齢者等の設備の設置状況



出典:函館市の住まいに関するアンケート(令和3(2021)年) 図2-27 リフォームをしたくない理由

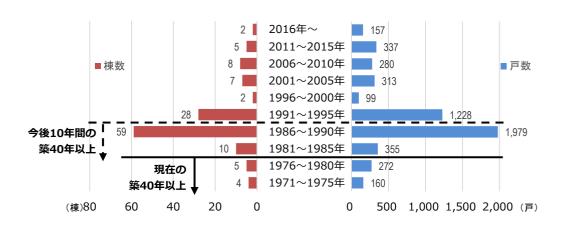
課題⑦-3:マンション※の適正な管理を促す取組が必要

函館市のマンションは令和3 (2021) 年3月末時点で130棟5,180戸となっており, うち築40年を超える高経年マンションは, 9棟432戸で全体の約1割(令和3(2021)年3月末時点)となっています。また,今後10年間で築40年を超えるマンションは半数を超え100棟3.812戸と急増する見通しです。

事業者ヒアリングによると、長期修繕計画を作成していないマンションは少ないものの、 計画の理解度が低い場合や、資金面など、実効性が担保されていないものが見られること がわかりました。

高経年マンションの増加に伴う管理不全マンション(防犯・防災面で周辺に悪影響を与えるマンション)の対応は、時間的・金銭的コストを要する恐れもあり、マンションの適正な管理を促す取組が必要です。

※本計画でいうマンションは、マンション管理適正化法上のマンション(いわゆる分譲マンション)をいいます。ここで把握しているマンションは、同法で定義さあれるもののうち、構造が「SRC造、RC造、S造」、建て方が「共同建」、利用が「分譲住宅」の住宅を調査したものです。



出典:函館市

図2-28 分譲マンションの建築時期別供給状況

課題⑦-4:市営住宅等の維持・廃止の適切な抽出と効率的な管理が必要

市営住宅等は、令和3(2021)年12月末時点において427棟5,962戸となっています。このうち、耐用年限の1/2を経過するものは357棟4,079戸であり、戸数でみると全体の約7割、棟数でみると全体の約8割を占めています。このような高経年の市営住宅等の一部には、入居需要が低いものもみられています。また、耐用年限を超えるものは217棟973戸であり、戸数でみると全体の約2割、棟数でみると全体の約5割となっています。

市民アンケートでは、市営住宅等の今後について、建替や集約に関する回答が4割の回答を 占める一方、建替は行わずに民間賃貸住宅を活用する回答(借上げ、家賃補助、入居支援の合 計)も3割みられます。

市営住宅等では、空室の多い住棟で、共益費不足が生じているほか、空室が多いことに起因する修繕が多発し、維持管理に支障をきたしていることから、市営住宅等の維持・廃止の適切な抽出と効率的な管理が必要です。

令和4年度第1回函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会資料

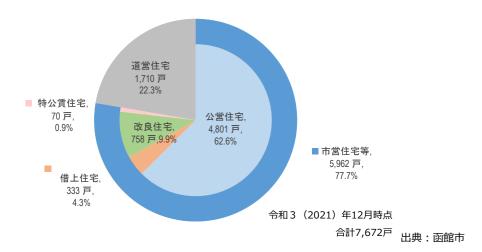


図 2-29 公営住宅等の供給状況

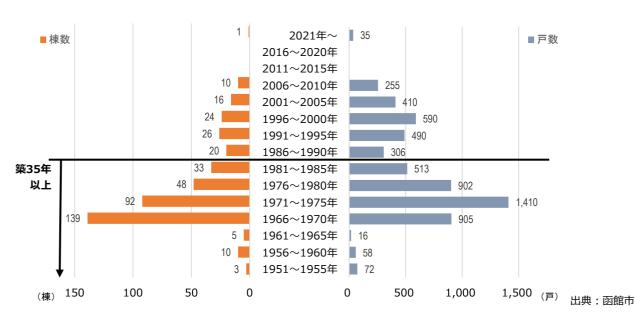
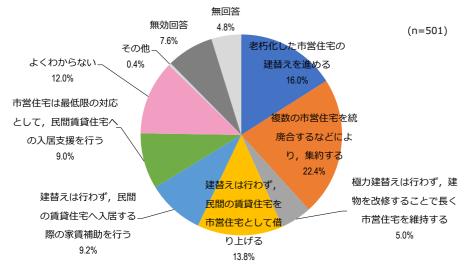


図 2-30 市営住宅等の構造別・年代別供給戸数



出典:函館市の住まいに関するアンケート(令和3(2021)年)

図2-31 今後の市営住宅等のあるべき形

課題① 人口減少や、変化する住まい方への対応

<課題の背景>

- ・人口減少および少子高齢化が進行している。
- ・市街地における人口密度が低下していくと予測される。
- ・人口減少により、地域経済の縮小、市民生活の利便性、まちの魅力、行政サービスの品質低下が懸念される。
- ・函館市人口ビジョンでは、人口減少を緩やかにするとともに、人口が減少しても「活気と賑わいのあふれるまち」を めざすとしている。
- ・世帯数が減少し、世帯規模が縮小している。
- ・子どものいる世帯は減少し、高齢者のいる世帯は増加している。
- ・転居したい主な理由は、ライフステージで異なる。
- ・テレワーク等を活用した地方や郊外での居住, 複数地域で の居住等を実践する動きのほか, 外国人の住宅ニーズがみ られる。
- ・世帯主年齢が65歳以上の持ち家の割合は7割以上。
- ・現在の住まいに対する定住意向は全体の約7割。
- ・高齢期の住まいは、施設ではなく住宅(現在の住宅,バリアフリーのマンション,サービス付き高齢者向け住宅など)で暮らしたい人が多い傾向にある。

<課題>

課題①-1

人口が減少しても、持続可能なまちづくりが必要

課題①-2

多様化する居住ニーズへの 対応が必要

課題①-3

住み慣れた地域に安心して長 く住み続けられる取組が必要

課題② 住宅確保要配慮者への対応

<課題の背景>

- ・年収が低い世帯の割合が増加傾向にある。
- ・一般世帯数に占める公営住宅の入居資格を有する世帯の割合は、今後も現状と同程度で推移する見込みにある。
- ・単身高齢者や80歳を超える方は賃貸への入居が難しい状況にある。
- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、「適切な住まい」と「必要な生活支援」が必要とされている。
- ・居住支援の対象者は、福祉制度の対象者と重なっているため、住宅分野と福祉分野の連携が求められている。

<課題>

課題②-1

住宅確保要配慮者の居住の 安定に向けた取組が必要

課題②-2

居住支援に係る分野横断的 な取組が必要

課題③ 増加する空家への対応

<課題の背景>

- ・市内の空家は、管理不全空家、特定空家等ともに増加傾 向にある。
- ・空家の発生による周辺環境への悪影響が懸念される。
- ・空家の処分に要する資金を心配する人や、持ち家の将来的な対応を決めていない人が多くみられる。
- ・放置された空家は、管理不全な状態となることが多い。
- ・世帯数が減少する一方で、賃貸用の空家は増加する見込みである。
- ・事業所による賃貸住宅の活用がみられるものの、住民主 体による居場所づくりは、お金と場所がネックになりや すい。
- ・高経年の市営住宅等は、入居需要が低い。
- ・市営住宅等は空室が多い場合、維持管理に支障をきたす。

<課題>

課題③-1

空家の発生抑制と適切な処理に向けた取組が必要

課題③-2

空家・空き住戸における活 用の検討が必要

課題④ 住宅における災害への備え

<課題の背景>

- ・令和2(2020)年の耐震化率は90.6%,令和7(2025) 年の目標値は95%である。
- ・耐震改修工事のニーズが低下している。
- ・津波浸水想定区域内や洪水浸水想定区域内に立地しているマンションが一定数存在する。
- ・住環境における「地震や台風に対する安全性」に関する 不満足度は上位となっている。
- ・マンションが被災した場合,継続居住が困難となる住民 が多数発生し、避難所を逼迫させるおそれがある。

<課題>

課題4-1

災害への対応力を強くする 取組が必要

課題⑤ まちづくりに対するニーズへの対応

<課題の背景>

- ・子どもの遊び場や道路の歩行時の安全性, 災害に対する安全性, 治安や防犯に関する不満足度が比較的高い。
- ・転居の際、買い物や交通の利便性を考慮する人が多い。
- ・冬期も暮らしやすい住環境づくりが求められている。
- ・地域経済の再生のため、交流人口を拡大する取組が求められている。特に、西部地区の町並みは、郷土の歴史であり、函館観光の中心的存在である。
- ・函館市基本構想では、「魅力的なまち函館を次世代へ継承します」を基本目標の一つとしている。
- ・まちなみや景観に対する満足度が高い一方, 景観形成住 宅等建築奨励金制度の認知度および利用は低調である。

<課題>

課題⑤-1

安全で魅力的な、まちの形 成が必要

課題5-2

函館らしい景観・まちなみ を維持する効果的な取組が 必要



課題⑥ 住宅分野における脱炭素化への対応

<課題の背景>

- ・函館市におけるCO2総排出量は減少している一方で、市 民1人あたりの排出量は増加している。
- ・民生家庭部門におけるCO2排出量は、実数、割合とも増加幅が大きい。
- ・省エネに対する市民の意識は高いが、住宅の改修意欲は 低い傾向にある。
- ・市は、令和4 (2022) 年2月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言した。

<課題>

課題6-1

住宅における脱炭素化に向 けた取組の促進が必要

現況⑦ 進行する住宅の老朽化や陳腐化への対応

<課題の背景>

- ・戸建て住宅は全体の約5割が築30年以上を占めており、中古住宅市場においても同程度の割合となっている。
- ・中古住宅に住み替える場合に気になることとして「トイレ・台所・風呂などの設備や老朽度」,「購入後のリフォームの必要性や費用」等が多い。
- ・増改築・改修工事を実施していない住宅は微増している。
- ・世帯数が減少する一方で、賃貸用の空家は増加する見込みである。【再掲】
- ・高齢者等対応設備の設置率は、持ち家に比べて借家が低い。
- ・リフォームの意向がない理由として,現状に満足している場合を除き,経済的理由が多い。
- ・中古住宅のニーズが増加傾向となっている。
- ・築40年を超えるマンションは、今後10年間で全体の半数を超える見通しである。
- ・長期修繕計画や修繕の優先度等についての理解度が低いものが見られる。
- ・高経年マンションの増加に伴う管理不全マンション(防犯・防災面で周辺に悪影響を与えるマンション)の対応は、時間的・金銭的コストを要する恐れがある。
- ・耐用年限を超える市営住宅等は、棟数でみると全体の約5割となっている。
- ・高経年の市営住宅等の一部は、入居需要が低い。【再掲】
- ・今後の市営住宅のあるべき形として,建替や集約による維持のほか,民間賃貸住宅の活用と考える人が比較的多い。
- ・市営住宅等は空室が多い場合,維持管理に支障をきたす。 【再掲】

<課題>

課題(7)-1

良質な住宅ストックの形成 が必要

課題(7)-2

住宅所有者が自ら住まいの 質を高める機運の醸成が必 要

課題(7)-3

マンションの適正な管理を 促す取組が必要

課題⑦-4

市営住宅等の維持・廃止の 適切な抽出と効率的な管理 が必要 これまでに整理した個別課題を,「ひと」,「いえ」,「まち」の視点に関連付けて下図のように整理しました。

函館市の住生活を取り巻く課題

ひとの視点

住み慣れた地域に安心して 長く住み続けられる取組が必要

多様化する居住ニーズへの対応が必要

居住支援に係る分野横断的な取組が必要

住宅確保要配慮者の居住の安定 に向けた取組が必要

住宅所有者が自らの住まいの 質を高める気運の醸成が必要

空家の発生抑制と 適切な処理に向けた取組が必要

良質な住宅ストックの 形成が必要 人口が減少しても 持続可能なまちづくりが必要

災害への対応力を 市営住宅等の維持・廃止の適切な抽出と 強くする取組が必要 効率的な管理が必要

函館らしい景観・まちなみを 維持する効果的な取組が必要

マンションの適正な管理を 促す取組が必要

住宅における脱炭素化に向けた取組の促進が必要

いえの視点

空家・空き住戸における 活用の検討が必要

安全で魅力的な まちの形成が必要

まちの視点

図 2-32 函館市の住生活を取り巻く課題(個別課題)

第3章 基本目標

1 住宅施策の基本目標

1 住宅施策の基本目標

住まいは、生活の基盤であり、まちは、住まいがあってこそ成り立つものです。

近年,全国規模で進行する人口減少と少子高齢化は本市においても同様であり、人口が減少しても 持続可能なまちづくりが求められています。また、住み慣れた地域に暮らし続けるためには、住まい と地域の安全・安心の確保が重要です。

さらに、年齢や世帯構成、ライフスタイル、働き方、価値観などにより住まいに求めるニーズは多様化し、状況に応じた変化への対応が求められています。

このような住環境を取り巻く課題に対応し、だれもが安全に、快適で安心して暮らし続けるため、「ひと」、「いえ」、「まち」の3つの視点で、住宅施策の基本目標を設定します。

なお、これらの目標は、個々の視点のみで完結するのではなく、相 互に関連し、補完しながら取り組むことで、確実な課題の解消を目指 します。



【ひとの視点】基本目標1 誰もが安心・安全に暮らし続けることのできる住まいの実現

住まいは人の生活に欠かせないものであり、年齢や経済・身体の状況等に関わらず誰もが安心・ 安全に暮らすことができる仕組みづくりが重要です。また、災害に対し安全に暮らすことができる 住環境を形成するためには、一人ひとりの防災に対する意識と地域ぐるみの取組が必要です。

安心して、安全に暮らし続けるため、多様な居住ニーズへの対応を進め、ライフスタイルやライフステージなど、その時々のニーズで住まいを確保しやすい環境の構築と、地域の防災力の向上を図り、安全・安心な住まいの確保を目指します。

【いえの視点】基本目標2 次世代に継承できる住宅ストックの形成

命と財産を守る安全・快適な暮らしには、安全性や居住性などの住宅性能の確保が必要です。また、将来にわたり安心して暮らすため、環境負荷の低減や住まいの長寿命化を図り、次世代に継承できる住宅ストックの形成を目指します。

【まちの視点】基本目標3 まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成

先人たちが築きあげた函館の景観や町並みは、残すべき大切な資産です。その資産を大切に次世 代に継承していくとともに人口が減少しても活気と賑わいを維持し、ゆとりや潤いのあるまちづく りを進めることで、誰もが快適で、魅力を感じることのできる住環境の形成を目指します。

第4章 住宅施策の展開

- 1 施策体系
- 2 施策の方向性
- 3 重点施策(検討中)

1 施策体系

本計画の基本目標と、それらに紐づく施策を以下とします。

また、この計画は「持続可能な開発目標(SDGs)*」に関連するものであり、主な関連性は以下のとおりです。

※Sustainable Development Goals,「誰一人取り残さない」社会の実現のために達成すべき課題とその目標。平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択され、その中に 2030 年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき「17 の目標」と「169 のターゲット」が掲げられている。

【基本目標1】誰もが安心・安全に暮らし続けることのできる住まいの実現 (ひとの視点)

施策1 若者・子育て世帯の安心・安全な暮らしづくり

施策2 高齢者・障がい者等の安心・安全な暮らしづくり

施策3 住宅セーフティネット機能の向上

施策4 災害に強い住環境の形成

施策5 住まいに対する多様なニーズへの対応









【基本目標2】次世代に継承できる住宅ストックの形成(いえの視点)

施策6 環境に配慮した良質で安全な住宅ストックの形成

施策7 マンションの適正管理の促進

施策8 市営住宅等の長寿命化の推進

【特に関連するSDGsの開発目標】









【基本目標3】まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成(まちの視点)

施策9 歴史を活かしたまちの魅力向上

施策10 快適で住みやすい住環境の形成

【特に関連するSDGsの開発目標】







図4-1 施策の体系

2 施策の方向性

基本目標1:誰もが安心・安全に暮らし続けることのできる住まいの実現

施策1:若者・子育て世帯の安心・安全な暮らしづくり

若者や子育て世帯が、家族構成や収入などの状況によらず、安心して暮らすことができる住まいの確保に取り組むとともに、子育て世帯が安全に日常生活を送ることのできる環境づくりを進めます。

具体的な取組	担当課
・ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業	住宅課
・市営住宅等への子育て世帯の優先入居	
・市営住宅等への母子・父子世帯の優先入居	
・「はこだて こども 110 ばんのいえ・みせ」ポスターの掲示	教育指導課

施策2:高齢者・障がい者等の安心・安全な暮らしづくり

高齢者や障がい者等が安心して、安全に暮らし続けられるよう、住宅改修の支援や地域での見守りなどに取り組みます。また、高齢期の居住ニーズは健康状態や世帯の状況、経済状況の変化により多様化することから、それぞれの事情に合わせた住まいを選択しやすい環境づくりを進めます。

具体的な取組	担当課
・市営住宅等への高齢者・障がい者世帯の優先入居	住宅課
・サービス付き高齢者向け住宅の登録と適正運営の推進	
・介護保険住宅改修費支給制度(住宅改修費)	介護保険課
・いきいき住まいリフォーム助成事業	高齢福祉課
・日常生活用具給付事業費(住宅改修費)	障がい保健福祉課
・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	高齢福祉課
	障がい保健福祉課
・高齢者見守りネットワーク事業の推進	地域包括ケア推進課
・地域生活支援事業の充実	障がい保健福祉課

施策3:住宅セーフティネット機能の向上

年齢や経済的理由,その他様々な理由により住宅の確保や地域で暮らし続けることに配慮が必要な市民に対し,公的な賃貸住宅の供給や一定の生活水準を確保するための支援を行います。

さらに、関係団体とのネットワークにより、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居を促進する ため、住宅の確保から入居後の生活支援まで、分野横断的に支援できる仕組みの構築を進めます。

具体的な取組	担当課
・市営住宅等の供給	住宅課
・市営住宅等を補完する道営住宅の供給	
・居住支援協議会など支援体制の整備	
・新たなセーフティネット住宅の補助制度の活用	
・住居確保給付金の支給	地域包括ケア推進課
・生活困窮者自立支援制度	

施策4:災害に強い住環境の形成

近年、頻発化・激甚化する自然災害に強い住環境を形成するには、市民一人ひとりの防災意識の向上が重要であるため、住まいや住生活に関わる様々な機会を通じて防災意識の啓発に取り組みます。

また、空家の増加に伴う悪影響は、社会全体に被害を生じさせる災害に発展する懸念があることから、所有者が自らの責任で空家を適正に管理していくことが重要です。今後も増加が見込まれる空家の適正管理を促すため、除却や利活用などの活用策について、空家発生後、早期に対応できる環境づくりを進めます。

具体的な取組	担当課
・市営住宅等入居者への防災啓発	住宅課
・地域防災力の強化	災害対策課
・防災意識の啓発	
・空家に係る相談体制の整備・強化	都市整備課
・空家等除却支援補助金	
・空家等改修支援補助金	

施策5:住まいに対する多様なニーズへの対応

住まいに対するニーズは、年齢によるライフステージの変化のほか、二地域居住やテレワークなどの近年見られる新たな住まい方、防犯やバリアフリー、省エネ、在住外国人への対応など、より一層の多様化が進んでいます。このような状況に対応し、必要としている人へスムーズに支援や情報、知識を届けるための取組を進めます。

具体的な取組	担当課
・住まいの防犯やバリアフリー化に関する情報提供	住宅課
・省エネや地球温暖化に関する出前講座	環境総務課
・定住者誘致推進事業	企画管理課
・在住外国人の方への住宅情報の提供	国際・地域交流課
・UIJターン新規就業支援事業	雇用労政課
・テレワーク,ワーケーションの促進	企業立地担当

基本目標2:次世代に継承できる住宅ストックの形成

施策6:環境に配慮した良質で安全な住宅ストックの形成

住宅ストックの老朽化が進むなか、リフォーム意欲はあっても経済的理由で改修が進まないこと への対応や、環境負荷の低減などの社会的要請に対し、住宅の基本性能の向上に取り組みます。

また,近年見られる中古住宅需要の増加に伴うリフォームニーズに対応し,次世代に引き継がれる良質で安全な住宅ストックの形成に努めます。

具体的な取組	担当課
・住宅リフォーム補助制度	住宅課
・住宅に関する支援制度の情報提供	
・住宅の新築・リフォームに対する相談対応	
・北海道と連携した、きた住まいるサポートシステムの普及	
・不動産担保型生活資金事業	亀田福祉課
・バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置	税務室
・住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置	
・建築物の耐震化促進(建築関係団体等との連携,木造住宅耐震化支援事業	建築行政課
補助金、木造住宅の無料簡易耐震診断、耐震改修促進計画の策定)	
・住宅性能表示制度の周知	
・長期優良住宅等の周知	
・ Z E H ・ Z E B の周知	
・新エネルギーシステム等導入補助金	工業振興課

施策7:マンションの適正管理の促進

分譲マンションにおける建物の高経年化や入居者の高齢化を見込み、今後、マンション管理の 方法や長期修繕計画の適切な実施に影響を及ぼすことがないよう、関係団体等と連携し、マンションの管理組合等に対し適正な維持管理を促します。また、自然災害に対する安全性の確保や防 災力の強化に向けた取組を進めます。

具体的な取組	担当課
・マンション管理適正化推進計画の推進	住宅課
・マンションの耐震化促進に向けた普及・啓発	建築行政課
・マンション管理における防災力の強化	災害対策課
	住宅課

以下に示す「函館市マンション管理適正化推進計画」は、国の「マンションの管理の適正化の 推進を図るための基本的な方針(以下、「基本方針」という。)」(令和三年九月二十八日国土 交通省告示第千二百八十六号)に定める、「六 マンション管理適正化推進計画の策定に関する 基本的な事項」により策定するものです。

函館市マンション管理適正化推進計画

(計画期間:令和5 (2023) 年度~令和14 (2032) 年度)

1 マンションの管理の適正化に関する目標

市域のマンションは、令和 3 (2021)年 3 月末時点で 130 棟 5,180 戸、うち、築 40 年以上は 9 棟 432 戸となっています。また、10 年後には棟数で約 11.1 倍の 100 棟、戸数で約 8.8 倍の 3,812 戸が築 40 年以上の高経年マンションとなることが見込まれていることから、管理不全マンションの予防に重点をおいた、マンションの管理適正化に関する取組を進めることとします。

- 2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項 市域におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を行い、管理の適正化に役立てます。
- 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項 必要に応じて、基本方針における「三 マンション管理適正化指針」に即し、マンションの管理の適正化を図るため、必要な指導や助言等を行います。

なお、計画期間に行う実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(函館市マンション管理適正化 指針)に関する事項

函館市マンション管理適正化指針については、基本方針における「三 マンション管理 適正化指針」と同様の内容とします。

- 5 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項 マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、適正な管理のために活用で きる支援等について、関係団体等と連携しながら、市窓口・広報紙やホームページ等を通 じて、普及・啓発に取り組みます。
- 6 計画期間

令和5 (2023) 年度から令和14 (2032) 年度までの10年間とします。

施策8:市営住宅等の長寿命化の推進

今後の人口動態や入居需要を考慮し、市営住宅等の適切な供給と質の改善を行います。

また、現在の対応状況に見合った募集方法の検討、入居需要の低下が続く住戸の有効活用、市 営住宅等の供給目的を踏まえた適切な入居者管理など、適正な住宅管理を推進するための諸課題 について、解決方策の検討を進めます。

具体的な取組	担当課
・公営住宅等の長寿命化の推進	住宅課
・市営住宅等の適正管理の推進	
・市営住宅等の空き住戸の活用の検討	

函館市公営住宅等長寿命化計画 (抜粋)

1 計画の目的

将来的な住宅需要を見通し、効率的かつ効果的な公営住宅等*ストックの再編と長期的な維持管理の計画によりライフサイクルコストの縮減を図る。

※公営住宅等: 市営住宅等(公営住宅,借上住宅,改良住宅,単身老人住宅,特定公共賃貸住宅),道営住宅

- (参考) 公営住宅とは、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して住宅を整備し、 住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で供給することで、生活の安定と社会 福祉の増進に寄与するもの。
- 2 公営住宅等の課題

市営住宅等をとりまく現況から、以下の課題を整理

- 課題1 人口・世帯の減少等を踏まえた管理適正化への対応
- 課題2 老朽化団地への対応
- 課題3 入居需要が低い団地への対応
- 課題4 居住環境が十分ではない団地への対応
- 課題5 用途廃止・改善事業の計画的な実施に向けた検討が必要
- 課題6 借上市営住宅・借地に立地している市営住宅の対応
- 3 取組の方向性

課題を解決するための取組の方向性を,以下の4つの視点で検討

- 視点1 老朽化と入居率の低下が進む大規模団地
- 視点2 老朽化の進む東部地区団地
- 視点3 建物・土地所有者との契約協議が必要な団地
- 視点 4 今後耐用年数を経過する市営住宅等

基本目標3:まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成

施策9:歴史を活かしたまちの魅力向上

函館市の魅力ある景観や町並みを保全し、磨きをかけるため、市民とともに個々の住宅の魅力を向上させる取組を引き続き進めます。

また,低未利用不動産等に由来するまちの空洞化を防ぎ,地域の活力を低下させないため,活 用策を検討・実施し,さらなるまちの魅力向上を促進します。

具体的な取組	担当課
・西部地区再整備事業(低未利用不動産等の活用策の検討)	まちづくり景観課
・景観保全に関する意識啓発	
・景観形成住宅等建築奨励金制度	

施策10:快適で住みやすい住環境の形成

人口減少のなかにあっても, 市民が快適に暮らし続けることのできる市街地の形成に向け, まちなかへの居住誘導やそれに伴う魅力向上ための取組を進めます。

また、暮らしの身近にある公園の維持や緑化の推進により、ゆとりと潤いのある住環境の形成に努めます。

具体的な取組	担当課
・立地適正化計画の推進(まちなか住宅建築取得費補助金,歩行空間再構築	都市計画課
事業)	
・ガーデンシティ函館の実現に向けた取組	計画調整課
・公園施設の長寿命化および維持管理	公園河川整備課
	公園河川管理課
・緑のまちづくりの推進	公園河川管理課

第5章 計画の実現に向けて

- 1 役割と連携
- 2 成果指標(検討中)
- 3 計画の進行管理

1 役割と連携

この計画の推進にあたっては、「市民」、「事業者」、「関係団体」、「函館市(行政)」が、本計画に掲げる理念や基本目標を共有し、それぞれの役割を果たし、ともに取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

市民は、まちづくりの主体であり、本計画を進めていくにあたり主役となります。

自身が居住または所有する住宅を適正に管理するとともに、良質で安全な住宅ストックの形成に 主体的にかかわることが求められています。

また、住まいを社会的財産と認識して質や魅力の向上に努めるとともに、自身が地域コミュニティの担い手として、地域と協働で安心して住み続けられる住環境を形成していく役割があります。

(2) 事業者の役割

住宅に関連する民間事業者は、住宅の供給や維持管理、流通等を通じ良質な住まいを市民に提供 する直接的かつ重要な役割を担っています。

専門知識を駆使し、適切なアドバイスや技術を提供し、市民との信頼関係を構築するとともに、 時代のニーズに応じた技術力の向上に努めるなど、安全で豊かな暮らしの実現に積極的に取り組む 必要があります。

さらに、既存住宅の有効活用や多様なニーズに応じた住宅の供給など、住宅市場の活性化と併せ て誰もが安心して暮らし続けることのできる住環境づくりに主体的にかかわることが求められてい ます。

(3) 関係団体の役割

住まいに関連する団体は、その専門的な知識による支援や情報提供、相談、セミナーの実施など、 住宅施策の一翼を担っています。

市民・事業者・行政と連携し、地域課題の解決に関わるとともに、その際のコーディネーターとして、また、市民や地域に近い立場である強みを活かし、行政では手が届きにくい部分を補うことが期待されます。

(4) 函館市(行政)の役割

函館市は、本計画で掲げた基本理念の実現に向け、市民や事業者等に周知・理解を図るとともに、 住宅施策を積極的に推進する役割を担っています。

公営住宅等の適切な供給・管理を行うとともに、関係団体や事業者と連携し、居住の安定確保に 取り組みます。

また,市民や事業者,関係団体の取組が進められるため情報提供や普及・啓発など必要な支援を 行うほか,事業者や関係団体,庁内のまちづくり,福祉,環境,防災,産業等の関連部局と連携し, 効果的な施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理

本計画で掲げた目標や施策の実現に向け、マネジメントシステムの考え方に基づく「計画の立案 (Plan)」、「計画の実行 (Do)」、「計画の評価 (Check)」、「計画の改善 (Action)」の PDCAサイクルにより、計画の進行を管理します。

点検・評価にあたっては、計画の妥当性や実効性を高めるため、施策の進捗状況と成果指標の達成度を把握し、内部評価を行います。また、有識者や関係団体、公募市民からなる「函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会」による外部評価を行い、必要に応じ見直しを行いながら、計画的に取組を進めます。

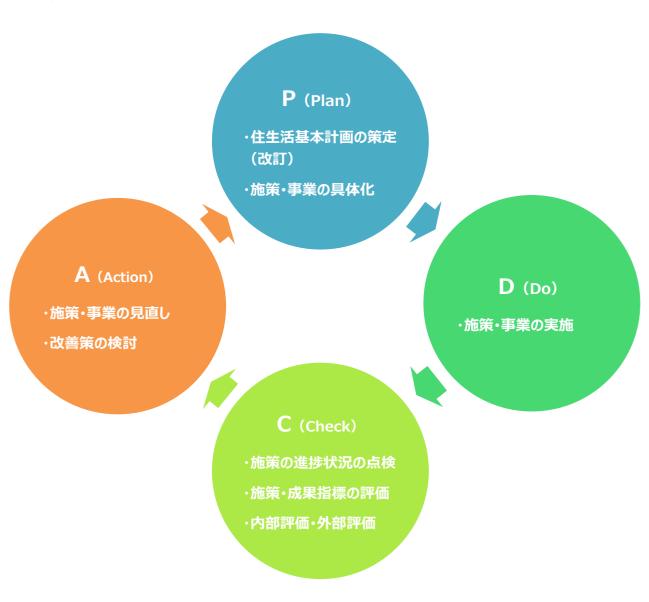


図5-1 計画の PDCA サイクルのイメージ

資料編

- 1 策定体制(作成中)
- 2 策定経過(作成中)
- 3 用語解説(作成中)
- 4 取組の概要
- 5 統計資料集(作成中)
- 6 市民意識調査(作成中)
- 7 事業者ヒアリング (作成中)

4 取組の概要

※「★」のついた取組は、今後検討するものを示します。

基本目標1:誰もが安心・安全に暮らし続けることのできる住まいの実現

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業

補助対象地区(西部・中央部地区)内のアパートや戸建住宅などの民間賃貸住宅に転入した子育て世帯に対し、家賃の一部を補助することにより、空家の活用と若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めます。

担当部署:住宅課

「はこだて こども 110 ばんのいえ・みせ」ポスターの掲示

子どもを守るボランティア活動の一つであり、犯罪被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う「こども 110 ばんのいえ・みせ」の登録を進めるとともに、ポスターの掲示の促進を図ります。

担当部署:教育指導課

サービス付き高齢者向け住宅の登録と適正運営の推進

ケアの専門家による状況把握等のサービスの ほか, バリアフリー構造を備えたサービス付き 高齢者向け住宅の登録と, その適正な運営が行 われるよう指導・監督を行います。

担当部署:住宅課

いきいき住まいリフォーム助成事業

高齢者等の自立を助長するとともに、家族等介護を行う者の負担を軽減するため、身体機能の低下した高齢者または重度の身体障害者(以下「高齢者等」という)がいる世帯に対し、その住宅を高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう改造するために必要な費用の一部を助成します。

担当部署:高齢福祉課

市営住宅等への子育て世帯、母子・父子世帯の優先入居

中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯と,母子・父子世帯を対象とした,市営住宅等(特定目的住宅)への優先入居の取組を行います。

担当部署:住宅課

市営住宅等への高齢者・障がい者世帯の優先入居

高齢者や障がい者を対象とした, 市営住宅 等(特定目的住宅)への優先入居の取組を行 います。

担当部署:住宅課

介護保険住宅改修費支給制度(住宅改修費)

要介護認定を受けている方が在宅での生活を継続させるため、自宅に手すりの取り付けや段差解消などの工事を行う際、函館市が要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、負担割合に応じ、改修工事費用の7~9割を支給します。

担当部署:介護保険課

日常生活用具給付事業費(住宅改修費)

重度の障がいのある方などが、日常生活を送るために必要な住宅改修費(玄関等の段差解消等、手すりの設置、20万円以内の工事)の助成を行います。

担当部署:障がい保健福祉課

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

身体虚弱のため緊急事態に対応することが困難な方,または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方を対象に、火災・急病・事故等の緊急時に、簡単な操作で消防本部等へ通報できる装置を設置します。

担当部署:高齢福祉課,障がい保健福祉課

地域生活支援事業の充実

障がいのある方の地域での生活をサポートするため、相談支援やコミュニケーション支援などの事業を実施しています。

担当部署:障がい保健福祉課

市営住宅等を補完する道営住宅の供給

市営住宅等を補完する道営住宅の更新や供給 の促進は、北海道との連携を深めながら調整を 行います。

担当部署:住宅課

★新たなセーフティネット住宅の補助制度の活用

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進を図るにあたり、新たな住宅セーフティネット制度の活用を検討します。

担当部署:住宅課

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む場所がないなど、生活に困る市民を対象とした相談窓口を開設し、専門の支援員が他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成します。

担当部署:地域包括ケア推進課

高齢者見守りネットワーク事業の推進

高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心 して在宅生活が継続できるよう、高齢者の実態 把握や、民間事業者等と函館市地域見守り活動 に関する協定の締結を行います。

担当部署:地域包括ケア推進課

市営住宅等の供給

住宅セーフティネット機能を適切に維持する ため、将来的な住宅需要を見通し、市営住宅等 を供給します。

担当部署:住宅課

居住支援協議会など支援体制の整備

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進を図るため、福祉、不動産など分野横断的な支援を居住支援協議会で検討します。

担当部署:住宅課

住居確保給付金の支給

住居確保給付金は、誠実かつ熱心な求職活動をすることなどを要件として、一定期間家賃相当分の給付金を市から家主の方等に直接支払いを行い、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

担当部署:地域包括ケア推進課

市営住宅等入居者への防災啓発

市営住宅等の入居者を対象に防災に関する情報提供や防災訓練を行い、防災意識の啓発を図ります。

担当部署:住宅課

地域防災力の強化

共助型の防災体制を構築し、地域の防災力を 強化するため、自主防災組織や町会等を対象 に、防災活動に関する基本的な知識や技能を習 得してもらうための研修等の取組を進めます。

担当部署:災害対策課

空家に係る相談体制の整備・強化

初期の窓口は都市建設部と市民部が行い,個別の内容に応じ庁内関係部局と連携・協議し、必要な措置を講じます。また,高い専門性が必要な場合もあるため,関係団体間のネットワーク化により相談窓口を強化します。

担当部署:都市整備課

空家等改修支援補助金

空家を有効活用し街なかへの居住を促進する ため、当市に移住する方が空家を取得し、自ら が居住するために行う改修工事の費用の一部を 補助します。

担当部署:都市整備課

省エネや地球温暖化に関する出前講座

省エネ生活のヒントや節約効果、地球温暖化の状況等について、イラストやビデオ、省エネ 照明の実験器などを活用した出前講座を行います。

担当部署:環境総務課

在住外国人の方への住宅情報の提供

(一財) 北海道国際交流センターが開設する 外国人生活相談窓口で,住まいに関する情報提 供を行います。

担当部署:国際·地域交流課

防災意識の啓発

函館市防災ハザードマップの配布などにより, 防災情報を提供し, 市民の防災意識の向上を図ります。

担当部署:災害対策課

空家等除却支援補助金

市民が安心して生活することができる環境の 形成を促進するため、倒壊する恐れがあるなど の危険な空家の解体工事に係る費用の一部を補 助します。

担当部署:都市整備課

住まいの防犯やバリアフリー化に関する情報提供

空き巣などの住まいに関する犯罪を防ぎ、安 心して暮らすことができるための防犯に関する 情報提供のほか、身体の状況によらず安全に暮 らすことのできるバリアフリー化に関する情報 提供を行います。

担当部署:住宅課

定住者誘致推進事業

大都市圏や他都市にはない函館市の利点を積極的に情報発信するとともに,移住の相談窓口(移住サポートセンター)を設置しています。また,移住アドバイザー制度の創設,移住者交流会の開催など,受入体制の構築に努めます。

担当部署:企画管理課

UIJターン新規就業支援事業

函館市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足を解消するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。)から函館市に移住して就業または起業しようとする方が、転居・就業または起業・定着に至った場合に、移住支援金を交付します。

担当部署:雇用労政課

テレワーク、ワーケーションの促進

市内におけるテレワーク, ワーケーションの普及を促進するため, テレワークやワーケーション促進に関する環境整備, 情報発信, テレワークを活用した事業に関する調査などを行います。

担当部署:企業立地担当

基本目標2:次世代に継承できる住宅ストックの形成

住宅リフォーム補助制度

環境負荷が少なく、かつ、安全・安心な住 まいの実現を支援するため、市民が行うバリ アフリー化、断熱化、耐震化の改修工事の費 用の一部を補助します。

担当部署:住宅課

住宅の新築・リフォームに対する相談対応

住宅の新築や増改築のほか, 高齢者や障がい者などが行うリフォームなどについて, (一財) 函館市住宅都市施設公社で行う住宅相談窓口と連携しながら, 各種支援制度の情報提供を行います。

担当部署:住宅課

不動産担保型生活資金事業

(福)函館市社会福祉協議会と連携し、持ち家と土地があっても現金収入が少ない高齢者を対象として、その居住用不動産を担保に生活資金の貸し付けを行います。

担当部署: 亀田福祉課

住宅に関する支援制度の情報提供

函館市をはじめ、国や北海道が実施する住宅に 関する各種支援制度について、住宅課の窓口にお いてパンフレットを配布するほか、市のホームペ ージ等で情報提供を行います。

担当部署:住宅課

★北海道と連携した、きた住まいるサポートシステムの普及

北海道が公開する「きた住まいるサポートシステム」について、市ホームページで紹介するなど、システムの周知に努めます。

担当部署:住宅課

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から 10 年以上を経過した住宅 (賃貸住宅を除く。)のうち、一定期間にバリア フリー改修工事を行い、かつ、完了した日から3 か月以内に市に申告したものに限り、一定の要件 を満たす住宅について固定資産税額の3分の1を 減額します。

担当部署:税務室

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

建築物の耐震改修の促進を図るため、一定期間に一定の耐震改修工事を行い、かつ、完了した日から3か月以内に市に申告したものに限り、一定期間、当該住宅にかかる固定資産税額の2分の1を減額します。

担当部署:税務室

住宅性能表示制度の周知

建物の耐久性や耐震性、省エネルギー性などの性能を第三者機関によって評価・表示する制度である住宅性能表示制度について、市のホームページおよび建築行政課窓口で情報提供を行います。

担当部署:建築行政課

★ZEH・ZEBの周知

建物で使用するエネルギー消費量を限りなくゼロに近づけることを目的とした、住宅(ZEH)やビル(ZEB)について、市のホームページおよび建築行政課窓口で情報提供を行います。

担当部署:建築行政課

★マンション管理適正化推進計画の推進

区分所有者の合意形成や専門知識・ノウハウ の不足など、多くの困難が伴うマンションの管理について、函館市マンション管理適正化推進計画に基づき、関係団体等と連携して、管理不全を予防するための指導・助言等を行います。

担当部署:住宅課

★マンション管理における防災力の強化

マンション管理に関する防災をテーマとした 出前講座などを実施し、マンションにおける防 災力の強化を図ります。

担当部署:災害対策課,住宅課

建築物の耐震化促進

函館市耐震改修促進計画に基づき,市内の 建築関係団体と連携するほか,木造住宅耐震 化支援事業補助金や,木造住宅の無料簡易耐 震診断を行うとともに,市有建築物の耐震化 に努めます。

担当部署:建築行政課

長期優良住宅等の周知

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造および設備について講じられた優良な住宅である長期優良住宅について、市のホームページおよび建築行政課窓口で情報提供を行います。

担当部署:建築行政課

新エネルギーシステム等導入補助金

災害時の電力供給や環境負荷の低減に努め、環境に配慮したエネルギーの活用や市民意識の 醸成を図るため、新エネルギーシステムを導入 する市民や事業者等のほか、電気自動車等を購入する市民に対し、補助金を交付します。

担当部署:工業振興課

マンションの耐震化促進に向けた普及・啓発

旧耐震基準で建設されたマンションを対象に、耐震改修促進法や建築基準法に基づく指導・助言のほか、地震防災に関するパンフレット等を活用し、耐震化を促進するための普及啓発を行います。

担当部署:建築行政課

公営住宅等の長寿命化の推進

函館市が管理する公営住宅等について,将来 的な住宅需要を見通し,長期的な維持管理によ りライフサイクルコストの削減を進める「函館 市公営住宅等長寿命化計画」に基づき,団地の 建替や改善,維持保全を推進します。

担当部署:住宅課

市営住宅等の適正管理の推進

住宅困窮者のための住宅である市営住宅等について、年々需要が高まっている単身世帯の入居要件の緩和および立ち退き等による住宅困窮者の対応などの課題解消を図ります。また、市営住宅等の効率的・効果的な活用および適正な管理を行うため、各種要件の見直しを検討し、取り組みます。

担当部署:住宅課

★市営住宅等の空き住戸の活用の検討

入居者が不在の状況が続く市営住宅等について, 市営住宅以外の他用途での活用手法を検討します。

担当部署:住宅課

基本目標3:まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成

西部地区再整備事業(低未利用不動産等の活用策の検討)

人口減少や高齢化等によりまちの活力が低下する西部地区について,将来にわたって持続可能な西部地区ならではの暮らしと風景を構築し,移住などによる定住人口の回復と交流人口の底上げをするための取組を進めます。

担当部署:まちづくり景観課

景観形成住宅等建築奨励金制度

西部地区都市景観形成地域の歴史的な景観を 維持していくために,地域内において函館らし い歴史的な景観に配慮して建てられた建物に対 し,奨励金を交付します。

担当部署:まちづくり景観課

ガーデンシティ函館の実現に向けた取組

歴史と景観に配慮した、デザイン性の高い町 並みを整備し、函館のまち全体が、緑あふれる 公園やオープンガーデンのような、見て、歩い て、感じて楽しい、美しいまちになるよう、長 期的なまちづくりに取り組みます。

担当部署:計画調整課

景観保全に関する意識啓発

市街地の良好な景観の形成や歴史性豊かな伝統的建造物群の保存,その他の都市景観の形成に関わる基本的事項を定めた「函館市都市景観条例」について,市のホームページで情報提供を行うなど,景観保全に関する意識啓発を図ります。

担当部署:まちづくり景観課

立地適正化計画の推進

「函館市立地適正化計画」に基づき,函館市まちなか住宅建築取得費補助金により,土地と住宅の取得に係る費用を補助し,まちなかに居住を誘導するほか,まちの魅力と賑わいを創出する広場や歩道を整備し、取組を進めます。

担当部署:都市計画課

公園施設の長寿命化および維持管理

「函館市公園施設長寿命化計画」に基づき, 市内の公園施設について,中長期的に効率的な 管理を行うため,修繕や適切な維持管理を行い ます。

担当部署:公園河川整備課、講演河川管理課

緑のまちづくりの推進

「函館市緑の基本計画」に基づき、官民協働による沿道花いっぱい事業や公共花壇等の緑化、ボランティアサポートプログラムによる道路の緑化を推進し、花と緑あふれる美しいまちづくりの実現に向けて取り組みます。

担当部署:公園河川管理課